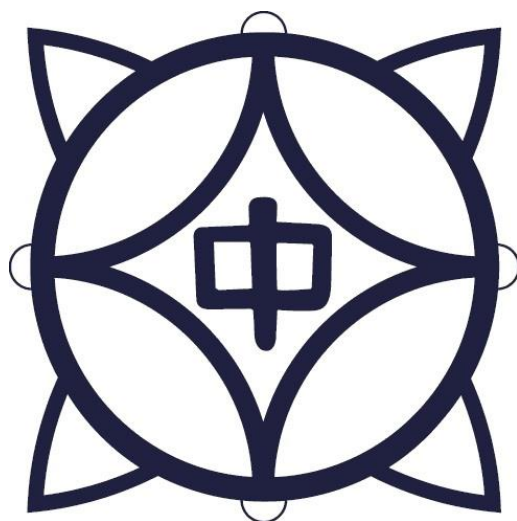


令和5年度(令和6年2月1日改訂)

宇部市立厚東川中学校

生活の約束



校内生活について

交通安全指導について

校外生活について

その他

I 校内生活について

(1) 制服

学生服上衣

- ・標準型学生服とする。(P3参照)

カッターシャツ

- ・白の半そで開襟シャツ、またはカッターシャツとする。
- ・タック・ボタндаウン・ショートカラー・ワンポイントは許可しない。

ズボン

- ・標準型学生服とする。
- ・制服に合うベルトを装着する。

セーラー服

冬季

- ・紺の長袖セーラー服で、えりとそで口へ白線3本を入れる。
- ・ネクタイは三角で、えんじ色とする。
- ・セーラー服は前あきでもよい。

夏季

- ・白の半そでセーラー服とする。
- ・ネクタイは冬季に準ずる。

スカート

- ・スカートの長さは、ひざが隠れる程度を標準とする。
- ・スカートは、ヒダつきで、ヒダ数は24~25を標準とする。

その他

- ・名札は、胸につける。
- ・夏季、冬季の衣替えの時期は設けない。気温や体調に合わせて服装を整える。

制服の組み合わせについて

冬季	学生服上衣、ズボン	紺の長袖セーラー服、スカート
夏季	カッターシャツ、ズボン	白の半袖セーラー服、スカート

宇部市中学校 制服取り扱い店一覧

店名	所在地	電話番号
幸太郎スポーツ	琴芝町1-1-25	21-0884
スクールショップキタノ	相生町3-30	32-0524
タツヤ	松島町10-8	21-5670
洋服の青山 宇部店	妻崎開作810-1	36-9771
北琴芝店	北琴芝2-11-46	32-5060

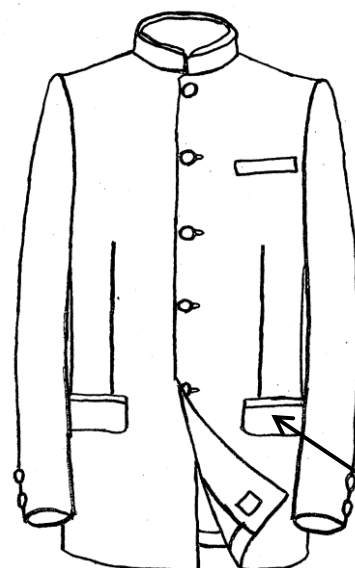
* 日本被服工業組合連合会の認証マークが入っているものを標準型学生服とする

標準型学生服の基準について

宇部市内中学校では、学生服は日本被服工業組合連合会（日被連）の認証する全国標準型学生服としています。

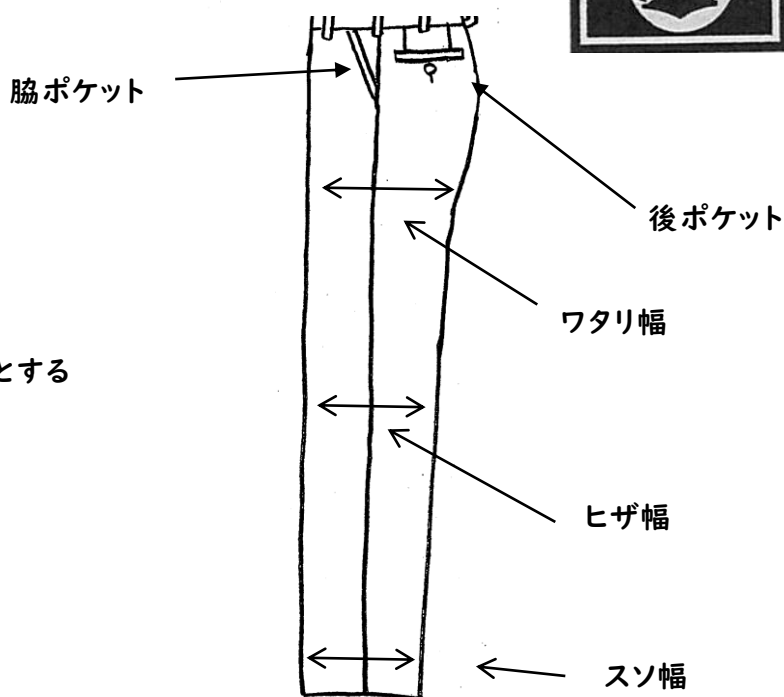
《学生服上衣の基準》

- ・日被連の認証マークがあるもの
- ・カラーの色は白無地とする
- ・襟幅はレギュラータイプとし、後部襟の 높さは4cm±0.2cmとする
- ・ポケットは水平のもの
- ・胴はあまりしぼっていないもの
- ・前身ボタンは5個ついたもの
- ・袖口ボタンは2個ついたもの
- ・裏地は黒無地のもの（メッシュは可）
- ・ステッチのあるものは不可



《ズボンの基準》

- ・日被連の認証マークがあるもの
- ・ベルト通しは7～9本とする
- ・タックはノータックのもの
- ・脇ポケットは斜め形、縦型のどちらでも可
- ・後ポケットは切りポケットとする
- ・ヒザ幅はスソ幅と同程度の幅でストレート型とする
- ・スソ口はシングルでもダブルでも可
ただし、ダブルの折り返しは3～4cmとする
- ・裏地は黒無地のもの
- ・ステッチのあるものは不可
- ・ワタリ幅は極端に細いもの、太いものは不可



【セーラー服、スカートについて】

セーラー服、スカートは、中学校ごとに襟やネクタイの型・色などが異なるため、別紙「制服取り扱い店一覧表」を参照され、取扱店で中学校名を伝え確認してください。なお、スカートの丈については、「膝頭が隠れる程度の長さ」を規定しており、極端に短いものや長いものは認めていません。

(2) 頭 髪

- ・脱色・染色・パーマ等は禁止。
- ・前髪の長さは、目にかからない程度。
- ・髪が肩にかかる場合は、ゴムで結ぶ。

(3) はきもの

- ・下ばき・・・制服に合うもので、体育時には、運動靴として使用できるもの。
- ・上ばき・・・指定されたもの。
- ・体育館シューズ・・・上ばきとは別の指定された専用シューズ。

(4) 防寒具

- ・華美でないもの。ただし、自転車通学の場合は、危険でないものを着用し、安全チョッキをその上に必ず着用すること。
- ・防寒着の着用は、屋外のみとする。ただし、カーディガンは屋内の着用を許可する。
- ・タイツ、カーディガンは、無地で制服に合う物とする。

(5) その他

- ・靴下は、無地を基本に制服に合うものを着用する。
- ・カバンについては下記のことが守られれば、自由とする。
 - 華美でないもの。
 - 安全性の高いカバン。(自転車通学生は自転車の後の荷台にくくりやすい物)
 - 教科書、ノート等授業で必要な物が入り、かつ教室でじゃまにならない程度の大きさのもの。

2 学校生活について

- ・登校時間は7:30~8:10とする。(8:10から朝読書)
- ・(昨年度より)教科書、ワーク類、ファイル類を各自のロッカーに置いて帰ってもよいこととする。ただし整理整頓に心がけることはもとより、課題(宿題)が出された教科の学習用具や、授業で持って帰るように指示されたものは必ず持ち帰ること。また、自主学習に必要な物を毎日よく考えて持ち帰ること。

3 通学について

(1) はじめに

通学方法については、徒歩、自転車、スクールバス、市営バス、JR、保護者自家用車による送迎がある。

自転車通学については、本校では、自宅までの距離は関係なく、入学時に自転車通学許可願を提出し、入学後の自転車実技テストに合格した者に自転車通学を許可している。

(2) 通学路

- (1) 国道2号線沿い 国道490号線沿い 県道27号線沿い 県道215号線沿い
- (2) 持世寺入口～厚東小学校間は、線路沿いの歩行者・自転車専用道路を通過
- (3) 厚東小学校～棚井上は、厚東ふれあいセンター付近の道路を通過
- (4) 棚井上～広瀬入口は、テイサ産業付近の道路を通過
- (5) 瓜生野～JA厚東川は、2号線沿い歩道もしくは中道を通過

4 校外生活について

(主に長期休業前に以下のことを指導する)

1. 安全について

(1) 交通事故防止について

- ・正しく歩行し、飛び出しなどは絶対にしないこと。
- ・交差点では左右の安全確認を確実に行うこと。
- ・信号機の指示に従い、横断歩道を渡ること。
- ・自転車乗用中は、ヘルメット・安全チョッキを着用し、二人乗りや並進の禁止、夜間の無灯火等、交通ルールを遵守すること。
- ・交通マナーをよく考えて行動すること。
- ・交通事故にあった場合は、大小にかかわらず早く警察に届けること。合わせて、学校にも連絡すること。

(2) 遊びによる事故防止について

- ・火遊びをしないこと。
- ・鉄道線路へ立ち入ったり、線路ぎわで遊んだりしないこと。
- ・海や川での遊びや魚とりの際には、危険な場所に近寄らないこと。
- ・かけごと遊びなどしないこと。
- ・危険な玩具で遊ばないこと。
- ・薬物乱用、飲酒、喫煙をしないこと。

2. 行動について

(1) 外出について

- ・午前9時まで、遊びのための外出をしないこと(休業中)。
- ・休業中の帰宅時間は、4月から10月までは午後6時まで、11月から3月までは5時とする。
- ・上記時間以後の外出は、保護者同伴であること。
- ・原則として大人がいない家にはあがらないこと。

(2) 遊戯場の出入りについて

- ・原則として、飲食店の出入りは保護者同伴であること。
- ・ボウリング場・ビリヤード場・カラオケボックス・ゲーム場などの遊戯場、インターネットカフェの出入りは、保護者同伴であること。

厚東川中学校 交通安全について(生徒用プリント)

(1) 自転車通学について

- ① 自転車乗車時に安全チョッキが背面より十分見えること。
- ② 重い荷物を前かごに入れると安全走行が難しいため、前かごに重い荷物を入れない。
- ③ ドロップ、セミドロップハンドル、マウンテンバイク、一文字は許可しない。
- ④ 両足が地面につくようにサドルを調整する。
- ⑤ 防犯登録、記名を必ずすること。
- ⑥ 必ず施錠できるようにしておく。
- ⑦ 側部につける「かご」は禁止。
- ⑧ 後部に荷台を必ずつけること。
- ⑨ 整備不良の自転車は、整備するまで許可を一時停止する。
- ⑩ 自転車使用時(自転車から降りて押しているときも含む)は、必ずヘルメット・安全チョッキを着用する。
- ⑪ 雨天の際は、カッパを着用する。
- ⑫ 歩道を通行するが、歩行者がいる場合は、歩行者が優先。
- ⑬ 並進しないこと。
- ⑭ 横断歩道ではいったん自転車から降り、自転車を押して渡ること。

※ 定められた規則が守れない場合には、許可を一時停止または取り消すことがある。違反者については、違反回数や危険度の状況に応じて、以下の取り扱いとする

- ・ 口頭注意
- ・ 自転車置き場及び周辺の清掃活動
- ・ 1週間の自転車通学許可停止
- ・ 1か月の自転車通学許可停止
- ・ 無期限の自転車通学許可停止

(2) 徒歩通学について

- ① 歩道を通行すること
- ② 横断歩道を使用すること。

(3) スクールバス、電車等の公共機関を利用しての通学について

- ① スクールバス(市教委運営)の利用者は、乗車時、車内をきれいに使用すること。大声で話すことをひかえるなど、マナーを守ること。マスク着用のこと。
- ② 電車・市営バスを利用するときは、公共のマナーを考えた行動をすること。マスク着用のこと。
- ③ 市営バス・JR定期券の購入は、事務室に申込書を取りに行く。